

著作権に関する問い合わせ先

音楽作品を利用する場合

日本音楽著作権協会 ● www.jasrac.or.jp
NexTone ● www.nex-tone.co.jp

音楽CDを利用する場合

日本レコード協会 ● www.riaj.or.jp
実演家著作隣接権センター ● www.cpra.jp

著作権全般について
質問がある場合

著作権情報センター ● www.cric.or.jp

パンフレットに関するお問い合わせ：日本レコード協会
www.riaj.or.jp



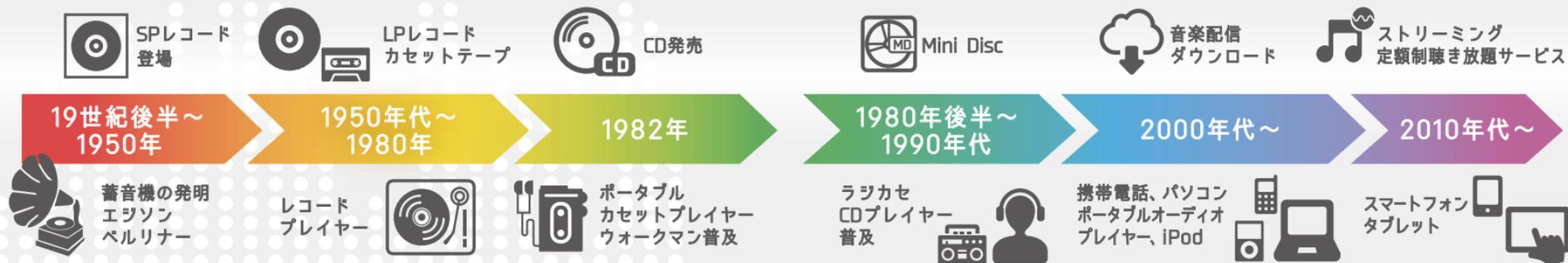
HAPPY MUSIC CYCLE



未来の音楽のために ルールを守って音楽を楽しもう。

音楽CDや音楽配信などで、私たちは手軽に音楽を楽しむことができます。
でも、音楽を作り、商品にするのは手軽な作業ではありません。
たくさんの人々の情熱と努力によって、音楽作品は生み出されています。
そして、私たちが音楽作品を購入することによって、次の音楽は作られます。
それが**ハッピーミュージックサイクル（音楽創造のサイクル）**です。
これからも変わらずに音楽を聴き続けられるように、マナーとルールを守って音楽を楽しんでください。

技術の革新によってレコード産業は変化してきました



いろいろな音楽の中から好きな曲、好きなアーティストを選んでCDを買ったり、音楽配信サイトで音楽を購入します。そのお金は、CDショップや音楽配信会社、レコード会社、歌手・演奏家、作詞家・作曲家などに分配され、次の音楽づくりにいかされます。

詞や曲を作る人たち。音楽そのものを創造する人たちです。努力をかけて作った音楽を多くの人に聴いてもらうことは、作品づくりのやりがいにつながります。

作詞家・作曲家
音楽を作り出す

音楽作品を歌ったり、演奏したりする人たちです。できあがった作品を「音楽」として聴かせてくれる役割を担っています。

歌手・演奏家
歌う、演奏する

ハッピー ミュージック サイクル

音楽リスナー
購入する、楽しむ

レコード会社など
商品にし、売り出す

CDショップ
音楽配信会社など
紹介し、販売する

音楽を作る人たちと、音楽を楽しむリスナーをつなぐ人たちです。幅広いジャンルのCDや楽曲を揃え、紹介してくれます。

すばらしい音楽を、最新の技術を使って最良の音質に仕上げ、CDや音楽ファイルなどみんなに届かたちにする人たちです。「こんなに素敵な音楽がありますよ」と広く伝える人たちでもあります。

もし、みんなが音楽を買わなくなってしまうらどうなるの？

違法サイトからのダウンロードによって皆さんが音楽を正規に購入しなくなってしまうたら、一生けんめい作品を生み出した人たちは正当な対価を得られなくなり、新しい音楽を作ることが難しくなってしまいます、未来の音楽を守るためのルール、それが**著作権**です。



『著作権法』は 音楽を楽しむためのルールです。

著作権は、音楽を作り出した人たちのため、そして、未来の音楽を守るために必要なルールです。音楽や映像などの作品は、著作権で守られています。著作権法に違反すると、罰則により有罪になることや、損害賠償金を請求される場合があります。著作権法を守って正しく音楽を楽しみましょう。

※著作権法で守られている人たち

著作権法では作詞家・作曲家は著作権者として、歌手・演奏家(アーティスト)とレコード会社などは著作権隣接権者として、それぞれ保護されています。



著作権法で、違法とされる主な行為 ～こんな音楽の使い方には注意！～

- 1 CDを権利者に無断でコピーして販売する、他人にあげる



- 2 音楽を権利者に無断でインターネット上に公開する(アップロードする)



著作権法では①②のような違法行為に対して、「10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方」の罰則が規定されています。実際に、インターネット上で音楽ファイルをダウンロードできる状態にしたため逮捕され、有罪になった人がいます。

- 3 違法にアップロードされた音楽と知りながらその音楽をダウンロードする(違法ダウンロード)



上記の違法ダウンロード行為の一部に罰則が導入されたのをご存知ですか？市販のCDや有料配信されている音楽が、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードした場合、著作権法では「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはその両方」の罰則が規定されています。(2012年10月1日施行)

でも・・・違法ダウンロードかどうか、どうやって知ればいいの？
次のページで、正規配信コンテンツの識別マーク「エルマーク」をご紹介します。

音楽・映像配信を
安心して楽しむために。

知っておきたい エルマーク

エルマーク
キャラクター
エルマーくん



エルマークは、正規の音楽・映像配信サイトで
表示されている“安心”のマークです。



エルマーク

「エルマーク」は正規の音楽や映画などの
コンテンツを配信しているサイトで表示
されているマークです。すでに多くのサ
イトで表示されていますが、これからも
マークが表示されているサイトは増えて
いきます。



聴きたい音楽、見たい映像を見つけたらまず確認！
エルマークがありますか？

エルマークは、パソコン・スマートフォン向け
サイト、レコード会社・映像制作会社の公式
サイトのトップページや、購入ページ(ダウン
ロードボタンや購入ボタンのあるページ)、再生画面
ページなどに表示されています。



ダウンロードとストリーミング。
音楽や映像ごとに利用方法を表示。



購入ページや再生画面ページでは、音楽や映像ご
との利用可能な方法を伝えるために、特徴のある
エルマークが表示されています。
このマークを見れば、その音楽や映像が「ダウン
ロードしてOKなのか?」「ストリーミングのみ
OKなのか?」を一目で、簡単に判断できます。



ダウンロード
OK



視聴のみOK (ストリーミング)

「ストリーミング」とは、ダウンロードせず
に、再生(見たり聴いたりすること)だけで
楽しんでもらう音楽や映像のことです。



転載OK

一度ダウンロードしたも
のを他の人にあげてもい
い音楽や映像のことです。



Q1. CDを自分で楽しむためにパソコンやスマートフォンにコピーすることは違法ですか？

A1. 自分自身や家庭内（これに準ずる限られた範囲内）の範囲ではコピーすることができます。

著作権法では、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」であれば、私的利用の範囲内であるとして、コピーすることが認められています。自分および家族が楽しむためであればコピーすることは違法ではありませんが、他人のためにコピーする行為はこの範囲を超えると考えられるので違法となります。



Q2. レンタル店から借りてきたCDを自分のパソコンにコピーするのは違法ですか？

A2. 違法ではありません。

レンタル店から借りたCDを自分で聴くためにコピーすることは違法ではありません。



Q3. いろんなアーティストの音楽がアップロードされているWEBサイトを見つけました。どうも無許可で勝手にやっているみたいなんですけど、ダウンロードするだけなら問題ありませんよね？

A3. 違法です。

音楽を権利者に無断でアップロードすることはもちろん著作権法に違反する行為ですが、「違法にアップロードされたファイル」と知った上でダウンロードする行為も違法です。このうち、市販のCDや有料配信されている音楽ファイルをダウンロードする行為は罰則の対象となります。（詳しくはP.6③をごらんください）



Q4. 好きなアーティストの歌を友達にも聴いてほしいので、インターネット上に公開（アップロード）してもいいですか？

A4. 楽曲の権利者に許可なくインターネット上にアップロードしてはいけません。

自分で作った楽曲であれば問題はありませんが、「アーティストの歌」など他人が作った作品の場合は作者（権利者）の許可が必要です。同様に歌詞や音楽CDのジャケットも著作物ですので、権利者に無断で利用することはできません。（詳しくはP.6②をごらんください）



Q5. 自分で作成した動画を動画共有サイトに投稿するときに、好きなアーティストの音楽を使うことはできますか？

A5. 権利者に許可をとれば使うことができます。

自分で買ったCDの音楽であっても、その曲をBGMに使った動画をアップロードするには、アーティスト・レコード会社などの権利者に許可を得る必要があります。権利者の権利を侵害していないか、十分注意しましょう。（詳しくはP.6②をごらんください）



Q6. 「違法にアップロードされたファイルを、違法だと知りながらダウンロードすると違法になる」ことはわかりました。でも違法なものと正規のものをどうやって識別すればいいんですか？

A6. エルマークを確認しましょう。

右図のエルマークは、正規の配信コンテンツ識別マークとして多くの正規配信サイトに表示されています。（詳しくはP.7~8をごらんください）

